

リ्यूーズ事件

中労委命令「不履行」確認！

1月12日、本部は中央労働委員会に対して「リ्यूーズ事件」の不当労働行為救済命令の履行状況について報告しました。

中労委命令では、①脱退勧奨を通じた労働組合への介入を行わないこと。②本社正面玄関、新幹線鉄道事業本部、東一運・東二運に、それぞれ「謝罪掲示」を10日間掲示することとされています。

しかし、私たちの確認で「謝罪掲示」を「本社正面玄関」には掲示していない事実が明らかとなりました。また、東一運、東二運の履行確認について、「事前に連絡がなかった」として拒否しました。それどころか、警察に通報し、被害届を出すという信じがたい行為を行ったのです。

このような会社の行為は、最高裁決定に基づいた中労委救済命令を愚弄し、労働組合活動の否定を意味します。したがって、本部は「命令不履行」という判断に立ち、中央労働委員会へ報告しました。

**命令不履行、組合掲示の撤去は、
法律違反だ！**

**中労委命令に基づき「謝罪掲示」を
「本社正面玄関」にあらためて掲出せよ！**